

平成24年4月1日

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究審査委員会業務標準手順書の一部を次のように改正する。

医薬品等臨床研究審査委員会委員長 松原和夫

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究審査委員会業務標準手順書の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長に事故<u>その他やむを得ない事由により不在となる</u>ときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。</p> <p>第7条～第16条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(委員長)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長に事故<u>ある</u>ときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。</p> <p>第7条～第16条 (略)</p>